



県南家畜衛生情報

2011
第 45 号
平成 23 年 1 月 4 日

内容

- 牛のアカバネ病をワクチン接種で予防しましょう 【防疫課 病性鑑定担当】
- 国内における高病原性鳥インフルエンザ発生状況 【防疫課 中小家畜担当】
- 要指示動物用医薬品の注意点について 【衛生課 動物薬事担当】
- 獣医師法第 22 条に基づく届出を忘れずに 【衛生課 獣医事担当】



牛のアカバネ病をワクチン接種で予防しましょう

岩手県内で牛のアカバネ病が発生しています。

牛の「アカバネ病」が昨年秋から岩手県内で発生しています。アカバネ病は、妊娠牛がアカバネウイルスに感染して起きる異常産であり、その異常産の種類は感染時の胎齢によって異なります。昨年 8 月下旬から「流産」、「死産」や「運動失調」を示す子牛が誕生しており、11 月からは肢が屈曲した「関節拘縮症」や、脊椎が曲った「脊柱彎曲」等の体形異常を示す子牛が誕生しています。体形異常のため、難産となり介助分娩される場合もあります。11 月末までに、アカバネ病による異常産が県内 10 市町村 29 戸で 34 頭発生しています。県南家保管内では 4 市町 18 戸 20 頭発生しており、異常産の内訳は表 1 の通りです。なお、今年 1 月下旬頃から頭部が膨隆し哺乳出来ないといった「水頭無脳症」の子牛が娩出されると考えられます。

表 1 岩手県内のアカバネ病による異常産の種類と発生頭数（平成 22 年 9 月～11 月）

	流産、死産	運動失調	体形異常	水頭無脳症	計
県南地区	4	9	7	0	20
県央地区	1	12	1	0	14
県合計	5	21	8	0	34

アカバネ病をワクチン接種で予防しましょう。

アカバネ病はワクチン接種で予防できます。原因であるアカバネウイルスは又カカ等の吸血昆虫に媒介されるため、7 月～10 月中旬に牛への感染が起こります。そこで、感染が始まる前の春期（4～6 月）までに、妊娠牛や授精予定牛へアカバネ病ワクチンを接種することにより、異常産の発生を防ぐことができます。また、アカバネ病は、感受性動物である牛の抗体陽性率が 50% 以下の場合、発生の危険性が高いと言われています。昨年春の管内のワクチン接種状況を市町村別で見た場合、接種率が低い地域があり、特に乳用牛で低い傾向にあります（図 1）。それらの地域では本病が多数発生することが危惧されます。

今年は全ての妊娠牛および授精予定牛へのワクチン接種を推進し、本病の発生を防いでいくことが重要です。



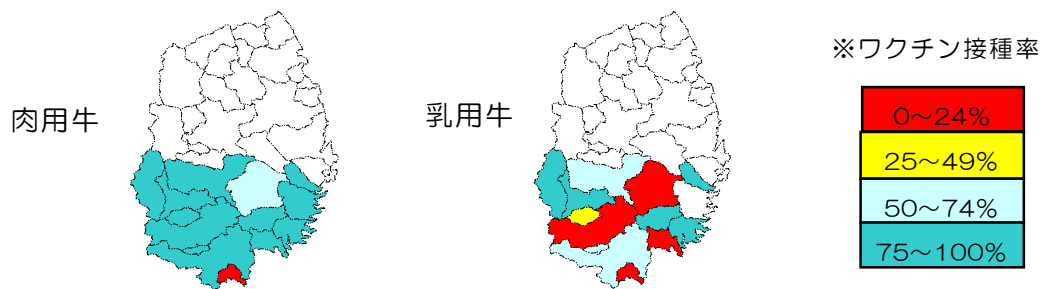


図 1 平成 22 年春期の県南家保管内市町村別の牛アカバネ病ワクチン接種率
 (接種率は 2 歳以上の繁殖用または乳用雌牛の頭数と接種頭数から推定)

国内における高病原性鳥インフルエンザ発生状況

今年は、鶏や野鳥への強毒性の高病原性鳥インフルエンザ感染が国内各地で相次いでいます。平成 22 年 12 月末時点で確認された 5 件の発生状況と防疫対応を整理しました。

● 島根県安来市の採卵鶏農場での発生と防疫対応

11 月 29 日に異常鶏を確認後、速やかに通報と検査が行なわれました。インフルエンザ簡易検査および同ウイルス遺伝子検査で陽性の成績が得られ、同日夜までに約 30 羽が急死した状況から疑似患畜と判定され、翌日から殺処分を含む防疫措置が開始されました。12 月 5 日には処分鶏や鶏糞の焼却、鶏舎消毒などの措置が完了し、同月 23 日までに周辺農場（発生農場から半径 10km 内の 62 戸）における 2 回目の検査を終え、27 日午前 0 時に移動制限が解除されました。

● 野鳥への感染

10 月 14 日に北海道稚内市大沼で回収されたカモの糞便からウイルスが分離され、同月下旬に関係者への注意喚起が行われました。12 月には、4 日に鳥取県米子市で回収された死亡ハクチョウ、16 日に富山県高岡市の公園内で発見された飼育ハクチョウの死骸、18 日に鹿児島県出水市で衰弱して回収され、2 日後に死亡したツルからウイルスが分離されています。

● 分離ウイルスの性状

前述の鶏と野鳥から分離されたウイルスはいずれも H5N1 亜型で強毒タイプであり、遺伝子配列の比較により極めて近縁なウイルスであることが判明しています。

● ウイルスの国内侵入経路

従来から、ウイルスは渡り鳥を介して国内へ侵入すると考えられています。平成 22 年、国内で初めてウイルスが確認された時期は、渡り鳥が北方の営巣地から日本に直接飛来する時期（10～11 月）に一致し、韓国や中国を経由せずに国内に飛来した渡

り鳥が持ち込んだ可能性が指摘されています。北方の営巣地にウイルスが定着した可能性も危惧され、今後、韓国や中国に加えてロシアにおける発生状況を注視する必要があります。

● 基本的な侵入防止対策の励行

養鶏場へウイルスが侵入する機会は、基本的な侵入防止対策の実施により確実に低下します。とくに、家さんと野生動物との接触を防ぐ対応として、**①防鳥ネットや鶏舎の破損箇所を修繕し、野生動物の侵入を防ぐこと、②鶏舎周囲のこぼれ餌を清掃し、野生動物を誘う要因を除去することが重要です。**家さん飼養者は飼養規模に関わりなく、基本的な対策を再確認し、励行しましょう。対策の詳細は、本情報誌のバックナンバーをご覧ください。



動物用医薬品使用時の注意点について

動物用医薬品のうち、①獣医師の専門的な知識と技術を必要とし、②副作用が強く、③病原菌に対して耐性を生じやすい医薬品は、獣医師による特別の指導が必要なものとして「要指示動物用医薬品(要指示薬)」に指定され、その購入・使用方法等が制限されています。また、獣医師が要指示薬の使用を農場等へ指示する際には、確実に指示内容を伝えるため、「要指示動物用医薬品指示書(指示書)」が発行されます。

抗菌性物質等要指示薬の中には残留を防ぐため、投与した家畜やその生産物を食用に供するために出荷できない期間(休薬期間)が定められているものがあります。そのため、獣医師による指示、農場での要指示薬の使用及び家畜の管理には注意が必要です。

そこで、今回は要指示薬に関する注意点についてお知らせします。

1 医薬品の購入について

要指示薬は前述の理由から、獣医師等の指示がある場合に購入することができますので、交付された指示書に従って購入しましょう。

2 医薬品の使用について

畜産物への残留事故を防ぐため、抗菌性物質等要指示薬では休薬期間が設定されているものがあります。休薬期間は指示書に記載されていますので、この期間は必ず守りましょう。

また、医薬品は用法・用量(医薬品の投与方法や1回あたりの使用量等)が定められており、休薬期間は用法・用量に基づいて医薬品を使用することを前提に設定されています。

従って、もし用法・用量を守らずに医薬品を使用した場合、休薬期間を守っていたとしても畜産物に医薬品が残留する可能性がありますので、用法・用量等獣医師からの指示事項は必ず守りましょう。



3 家畜の管理について

指示事項を守って家畜を管理していても、休薬期間中であることを知らずに誤って家畜や生産物を出荷してしまったりはできません。医薬品を使用したなら、それを

家畜管理簿に記録し、どの家畜が休薬期間内であるか一目でわかるようにすることが重要です。投与した家畜にわかりやすい色つきのバンドを巻いたり、投与した家畜舎にマグネットラベルを貼るなど目印をつけ、誤って出荷することがないようにしましょう。

4 指示書の保管について

指示書(写し)は飼料給与記録同様、反芻類へ要指示薬を投与した場合は 8 年間、反芻類以外の家畜の場合は 3 年間保管しましょう。

5 指示書発行の注意点について

指示書の発行は、獣医師法第 18 条により獣医師自らが診察を行ったうえで発行しなければなりません。また、診察を行わないで動物の管理者等へ(要指示)医薬品を販売・授与した場合は薬事法 24 条に抵触する恐れがありますので、診察に基づく使用指示が必要となります。

なお、発行した指示書(写し)については、発行した翌月の 10 日までに診療施設の住所地を管轄する家畜保健衛生所に提出するようお願いします。

獣医師法 22 条に基づく届出を忘れずに

獣医師の資格を有する方は、業務の種類及び内容にかかわらず、2 年毎に 12 月 31 日現在における氏名、住所等定められた事項を翌年 1 月 1 日から 31 日までの間に、その住所地のある都道府県を經由して農林水産大臣に届出なければなりません(獣医師法第 22 条)。

本年が届出の年となっておりますので、獣医師の皆さんは忘れずに届出ましょう。

1 届出事項(届出様式)

獣医師法施行規則第 6 号様式に従って、平成 22 年 12 月 31 日現在の状況を記入し、届出てください。

岩手県獣医師会各支会から本様式が送付されている場合は、その様式を使用することも可能です。

2 届出先

岩手県南家畜保健衛生所等

岩手県獣医師会各支会から届出先が指定されている場合には、それに従って提出することも可能です。



3 届出期限

平成 23 年 1 月 31 日(月) (必着)

4 その他

(1) 届出様式(第 6 号様式)は農林水産省ホームページからダウンロード可能です。

(2) 今年度より岩手県公式ホームページの電子申請による本届出はできません。

(3) 氏名や本籍地等獣医師免許届出事項に変更が生じた場合、免許証を紛失(き損)した場合及び死亡した場合には農林水産省で所定の手続きが必要となります。

問合せ先 農林水産省消費安全局畜水産安全管理課

ホームページ <http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/index.html>

編集・発行

〒023-0003 岩手県奥州市水沢区佐倉河字東館 41-1

岩手県南家畜保健衛生所 TEL 0197-23-3531 FAX 0197-23-3593

岩手県南家畜衛生推進協議会 TEL 0197-24-5532 FAX 0197-23-6988